危険なブロック塀等の改修事業 補助金制度のご案内 【令和6年度】

(狭山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付要綱)

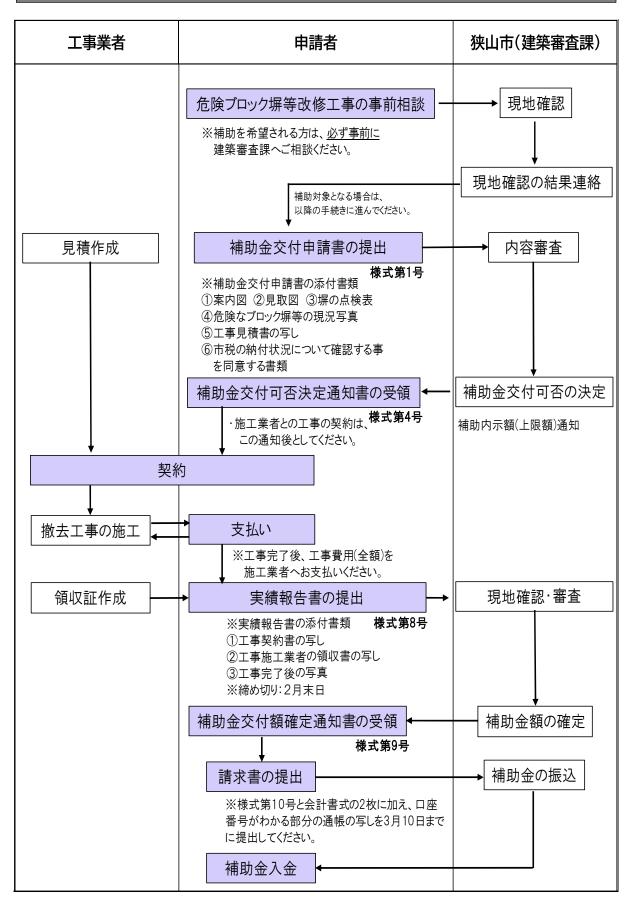


※補助申請の手続きの前に事前相談が必要です。

狭山市 都市建設部 建築審査課

(狭山市役所 2 階 電話 O4-2953-1111 内線 2171 · 2172)

1 補助金申請手続きの流れ



2 申請の前にご確認ください

(1)補助対象となるブロック塀等※

次のすべての要件を満たすものが対象となります。

- ○市内の道路(2項道路も可能となります)に接して築造された塀
- ※幅員 4 メートル未満のみなし道路部分にある塀は、狭山市建築 行為に係る後退部分等の整備要綱を活用してください。
- ○道路からの高さが1メートル以上の塀
- ○地震によって倒壊する恐れがあると認められる塀

(2)補助申請ができる方

〇市内の、危険なブロック塀を所有し、又は管理する方(法人含む) (ただし、市税を滞納している方は申請できません。)

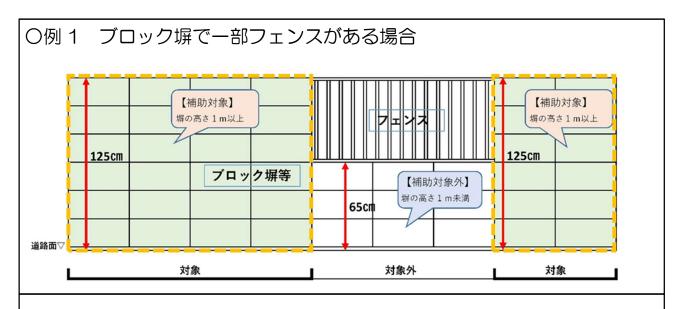
(3)補助対象となる工事

- ○危険なブロック塀等を撤去する工事
- ○危険なブロック塀等の一部を撤去し、道路からの高さが概ね 65センチメートル以下の塀とする工事

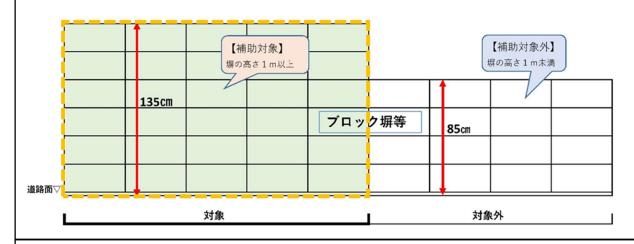
※ブロック塀等とは

コンクリートブロック塀、石塀、れんが塀、万年塀、その他 これらに類する塀(門柱を含む)

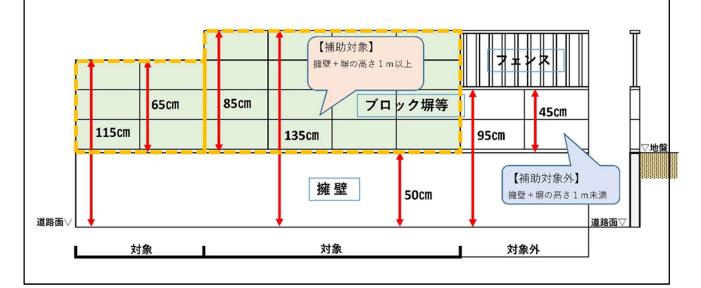
■補助対象となる撤去工事の一例







○例3 擁壁の上のブロック塀の場合



(4)補助金額

補助項目	補助金額	補助額の上限
撤去工事	撤去工事費の 2/3 又は 12,000 円/m のいずれか少ない額	30 万円

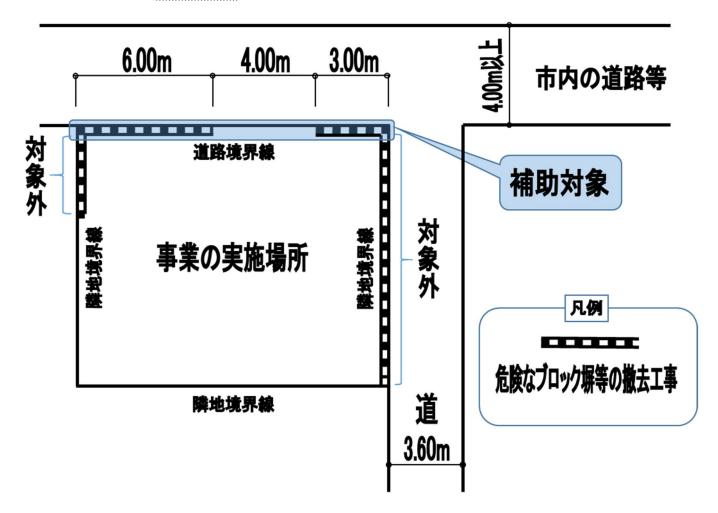
※撤去長さが15m以上の場合、補助額が最大5万円加算されます。 (ただし、補助額の合計は撤去工事に要する経費を超えないこと。)

(5)補助の対象とならない場合について

〇以下の場合は補助の対象外です。

- ・狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱に基づき補助金の交付の対象となる事業
- ・狭山市宅地等の開発に関する指導要綱第3条に規定する開発事業による事業

- 補助金額の算出例
- ●補助金額(加算なし)

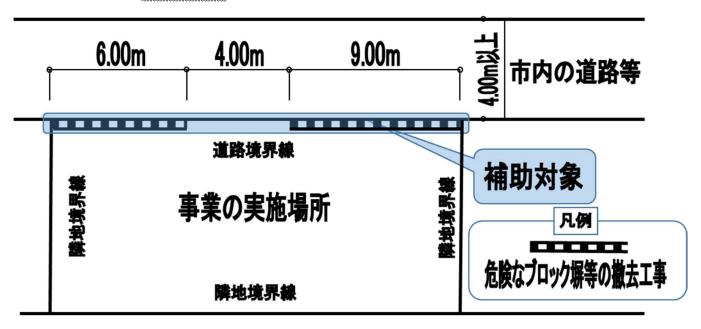


- ・工事費(例:95,000円)の2/3の額=63,000円・・・①
- (6.00m+3.00m) × 12,000円 = 108,000円 · • ②

※①と②のいずれか少ない額で上限30万円とする。

⇒以上より、補助金額:63,000円

●補助金額(加算あり)



- 工事費(例 300,000円)の2/3の額=200,000円 • 1
- (6.00m+9.00m) × 12,000円 = 180,000円 · · · ②

※①と②のいずれか少ない額で上限30万円とする。

- ⇒よって、撤去の補助金額 <u>180,000 円</u> • • • (ア)
- ◎撤去長さの合計が15m以上のため、加算されます。
 - ⇒よって、加算額 50,000円 •••••(イ)
 - ⇒補助金額:(ア)+(イ)=230,000円

3 申請手続きについて

(1) 事前相談

補助金の対象となるかどうか現地を確認したうえで判断しますので、「**別紙1**」の「相談票」に必要事項をご記入のうえ、建築審査課へ提出してください。

(2)補助金の交付申請書

現地確認の結果をご連絡します。対象となる場合は、「様式第1号」の「申請書」に次の書類を添付して提出してください。

No	添付書類	備考
1	案内図	住宅地図やインターネ
		ットの地図等
2	見取図	敷地と塀の位置のわか
		るもの
3	塀の点検表	「様式第2号」又は
		「様式第3号」
4	危険なブロック塀等の現況写真	全体が判るもの
5	工事見積書の写し	内訳の内容が判るもの
6	市税の納付状況について確認する事	様式あ号
0	を同意する書類	

※この他にも書類の提出をお願いする場合があります。



内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは「狭山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付可否決定通知書(様式第4号)」を郵送します。

<u>この書類を受領した後に、工事会社と契約</u>をし、工事を進めてください。(契約者名と申請者名は同一としてください。)

(3) 工事内容を変更する場合

工事を進めていくなかで工事内容が変わるときは、あらかじめ「**変更 承認申請書(様式第5号**)」に変更内容に係る書類を添付し提出してく ださい。

変更内容を承認したときは「狭山市危険ブロック塀等改修事業変更 承認可否通知書(様式第6号)」を郵送しますので、受領後に変更工事 を進めてください。

(4) 工事を中止する場合

やむを得ない理由で工事を取りやめるときは、速やかに「**補助金交付** 辞退届(様式第7号)」を提出してください。

なお、既に工事着手している部分の費用については、補助金の支出は されませんので、ご注意ください。

(5) 工事が完了したら

全ての工事が完了したときは、速やかに「実績報告書(様式第8号)」に次の書類を添付して提出してください。

なお、この書類の提出期限は、申請年度の2月末日までとなります。

No	添付書類	備考
1	工事契約書の写し	
2	工事の領収書の写し	
3	工事完了後の写真	



報告書の内容を審査し、最終的な補助金額が決定したときは、「狭山 市危険ブロック塀等改修事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)」 を郵送します。

(6)補助金の請求について

前ページの「額確定通知書」を受領後、「補助金請求書(様式第 10 号)」と、市会計課様式の「請求書」に加え、通帳の口座番号がわかる部分の写しを提出してください。

- ◆振込先の口座名義人は、申請者と同一にしてください。
- ◆振込先の金融機関名は、現在の名称を正確に記入してください。

例:×りそな銀行 狭山支店 ⇒ ○埼玉りそな銀行 狭山支店

※三菱東京 UFJ 銀行 狭山支店 ⇒ ○三菱 UFJ 銀行 狭山支店 ※請求書の提出期限は、申請年度の3月10日までとなります。

請求書の提出後、2週間から1か月程度で補助金が振り込まれます。

(7)補助金の申請期間について

各年度の4月1日以降です。

年度ごとの補助事業となりますので、各年度の2月末日までにすべての工事が完了し、「狭山市危険ブロック塀等改修事業実績報告書」を提出する必要があります。

なお、年度の期末で、工事が完了する見込みがない場合、申請が受け付けられない事がありますので、ご注意ください。



■お問合せ先

狭山市 都市建設部 建築審查課 建築審查担当

所在地: **〒**350-1380

狭山市入間川1丁目23番5号

電話:04-2953-1111 内線2171・2172

FAX: 04-2954-8877

E-Mail: kentiku@city.sayama.saitama.jp

狭山市公式ウェブサイト:http://www.city.sayama.saitama.jp/